

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3項を加える。

- 2 この条例において「特定個人情報」とは、法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 3 この条例において「個人番号利用事務実施者」とは、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 4 この条例において「情報提供ネットワークシステム」とは、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

第3条中「別表」を「別表第1」に、「事務と」を「事務、別表第2の執行機関欄に掲げる執行機関が行う同表の事務欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務と」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 別表第2の執行機関欄に掲げる執行機関は、同表の事務欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、本市の

他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を
含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみな
す。

別表中「) の定める」を「。以下「厚生省通知」という。) の定める」に改め、同
表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

項番号	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「身体障害者手帳等関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくは

その算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

			支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
2	市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
3	市長	児童福祉法による助産施設における助産の実	生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めると

		施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	ころによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
4	市長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって市規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
5	市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付

			の支給に関する情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
6	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって市規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
7	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給若しくは障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給

			<p>付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であつて市規則で定めるもの</p>
8	市長	地方税法その他の地方	児童福祉法による児童福祉施設

		<p>税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>に係る徴収金の徴収に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
9	市長	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
10	市長	<p>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、障害者の日常生活及</p>

			<p>び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
11	市長	<p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
12	市長	<p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
13	市長	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>

14	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	身体障害者手帳等関係情報又は地方税関係情報であって市規則で定めるもの
15	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	身体障害者手帳等関係情報又は地方税関係情報であって市規則で定めるもの
16	市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収	生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの

		に関する事務であって市規則で定めるもの	
17	市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報であって市規則で定めるもの
18	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
19	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの
20	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定める	児童福祉法による障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、身体障害者手帳等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法

		もの	<p>律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</p>
21	市長	<p>厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費若しくは療育の給付の支給若しくは障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による</p>

			養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条に3項を加える改正規定（同条第2項ただし書及び第3項ただし書に係る部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。

平成27年11月26日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市個人番号の利用等に関する条例 (抄)

(定 義)

第2条 省 略

- 2 この条例において「特定個人情報」とは、法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 3 この条例において「個人番号利用事務実施者」とは、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 4 この条例において「情報提供ネットワークシステム」とは、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表 の執行機関欄に掲げる執行機関が行う
別表第1

同表の事務欄に定める事務、別表第2の執行機関欄に掲げる執行機関が行う同表の事務欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の執行機関欄に掲げる執行機関は、同表の事務欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、本市の他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表 (第3条関係)

別表第1

執行機関	事務
市長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。)の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの

別表第2 省略